

東労基発第167号  
平成24年9月18日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局 労働基準部長



### 建設業における死亡労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素から労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内で発生した建設業における死亡労働災害については、平成23年は26名でしたが、本年は、9月6日現在で既に22名に上り、前年同期の16人と比較して6人の増加となっています。また、災害の発生状況についてみると、「墜落・転落」によるものが15人と約7割を占める状況となっているところです。

これらの災害のほとんどは、「基本的なルールを守っていなかったもの」や、「安全性の検討を行わずに作業を行った結果発生したもの」であり、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

当局としては、このような問題に対応するため、12月末までを取組期間として、「東京ゼロ災害運動」を推進しており、個々の建設会社の店舗や建設現場に対する指導に加え、貴団体をはじめとする建設業関係団体を通じた自主的な取組の促進をお願いしているところです。

しかしながら、平成24年に死亡災害を発生させた事業者の多くは、建設業労働災害防止協会をはじめとする団体に加入しておらず、関係団体を通じた情報提供や労働災害防止対策の周知が十分に行き届いていないことが懸念されることから、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき事項を別添のとおり取りまとめ、東京都建設業許可業者を対象として広く周知することにより、労働災害防止の徹底を図ることといたしました。

今後、緊急要請に基づく取組の実施状況については、労働基準監督署を通じ、建設現場に対する一斉監督指導等により確認することとしており、行政としては最大限の業務量を投入し、死亡災害の抑制に努めることとしております。

つきましては、貴団体の会員に対しても、別添及び同封のリーフレット等に留意の上、「墜落・転落」災害をはじめとする労働災害防止の徹底を図っていただきますようお願いします。

#### 問合せ先

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 13階

東京労働局労働基準部安全課 長澤 英次

電話：03-3512-1615

## 建設現場における労働災害防止対策のポイント

### 1 基本的対策

#### (1) 統括管理の徹底

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第30条第1項(下記囲み参照)に掲げる措置の徹底を図ること。

#### (2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、職長・安全衛生責任者等に対する教育等各段階に応じた安全衛生教育の徹底を図ること。

特に、建設現場における労働災害防止対策のキーマンとなる職長・安全衛生責任者に対しては、必要に応じ、再教育を実施すること。

#### (3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減すること。

#### (4) 適切な作業方法に基づく作業の実施

上記(3)において検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

#### (5) 安全意識の高揚と関係者によるコミュニケーションの強化

「安全宣言」活動の推進、「安全表彰」の実施、「あんぜんプロジェクト」(下記囲み参照)への参加等により、建設現場全体の安全意識の高揚を図ること。また、これらの活動を通じた関係事業者及び労働者相互のコミュニケーションの強化に努めること。

### 2 墜落・転落災害防止対策

#### (1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

#### (2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

#### (3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全帯」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全帯」を積極的に採用すること。

#### (4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

#### 労働安全衛生法第30条第1項

- (元請事業場が講ずべき措置)を定めています。
1. 下請事業場との協議組織の設置運営
  2. 下請事業場作業間の連絡調整
  3. 作業現場の巡視
  4. 下請が行う安全衛生教育の指導援助
  5. 主要機械・設備・仮設建築物の配置計画等
  6. クレーン等の運転合図の統一等

#### 「あんぜんプロジェクト」

労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み「働く人」「企業」「家族」が元気になる職場を創ることを趣旨として、厚生労働省が主催するプロジェクトです。現在参加企業を募集しています。詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

## 東京における建設業死亡災害事例(平成24年分)(平成24年9月6日現在)

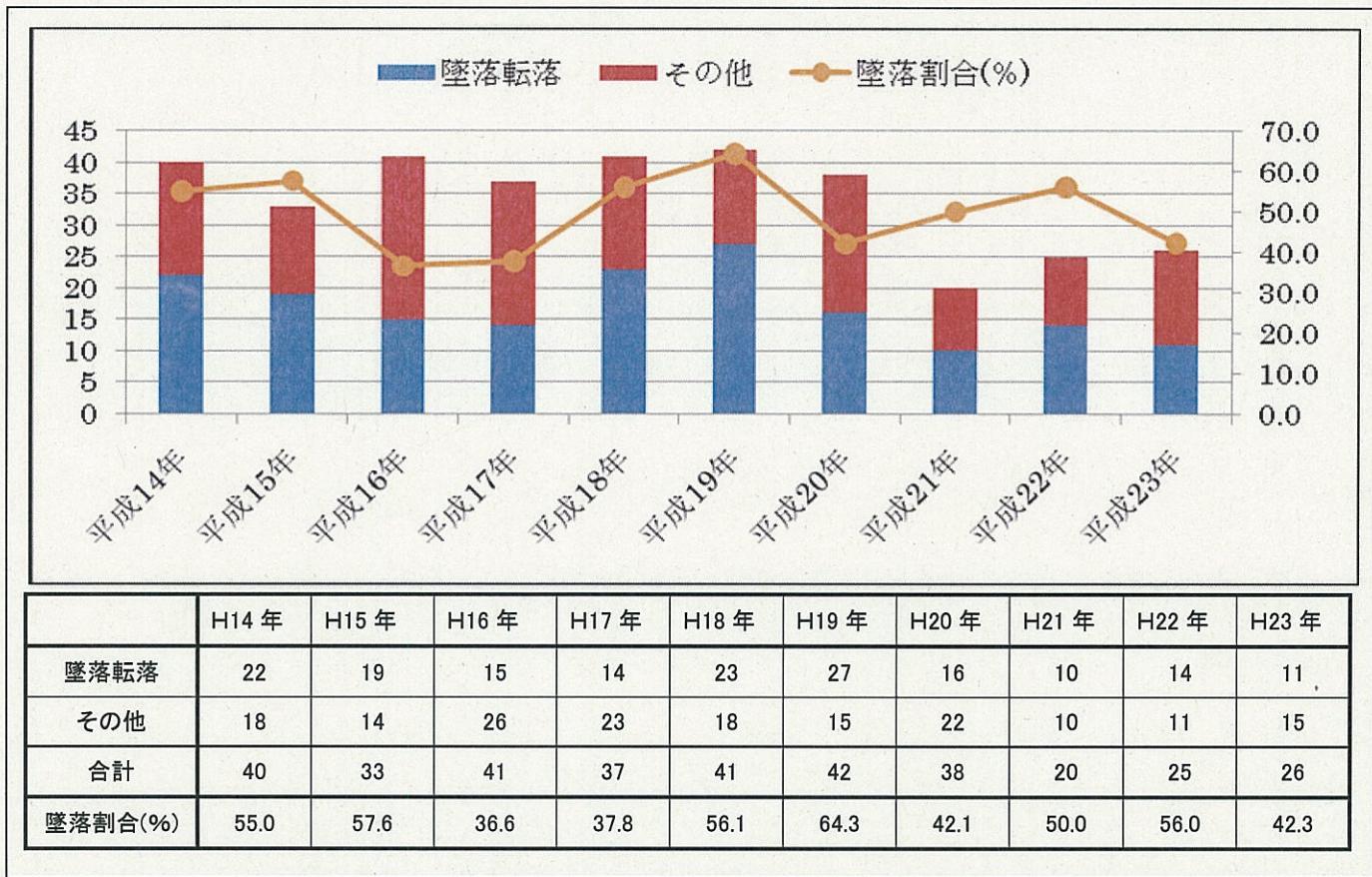
番号	月日	業種	職種	事故の型 起因物	発生状況の概要
			年齢		
			経験		
1	2月	建築工事業	作業者・技能者	墜落、転落	鉄筋コンクリート造家屋建築工事の現場において、被災者は、地下1階で作業を行うため、1階開口部に設置された移動式はしごを使用して降りようとしたところ、地下1階床まで約2.7m墜落したものと推定される。
			60歳代		
			5年以上10年未満	はしご等	
2	2月	土木工事業	作業者・技能者	はさまれ、巻き込まれ	道路上の標示の貼付工事において、被災者ら2名で作業していたところ、作業場所から約55m離れた坂道(作業場所に向かって下り)に被災者らが作業場向きに駐車させた工事用車両が、動き出して坂道を下ってきた。作業員2名で車両の正面から止めようとしたが止められず、その際、被災者がその車両にひかれた。
			40歳代		
			20年以上25年未満	トラック	
3	2月	建築工事業	とび工	崩壊、倒壊	ビルの解体工事において、3階部分の壁を解体するため、1台のコンクリート圧碎機で柱の上部を挟み、内側へ倒そうとしたところ、圧碎機が柱から外れ、その反動で3階の壁及び床の一部が外側に倒壊した。被災者は、解体した足場を片付けるために2階にいたが、倒れてきた壁の下敷きになった。作業計画では、圧碎機2台で作業することになっていた。
			20歳代		
			1年以上5年未満	その他の建設用機械	
4	2月	土木工事業	土工	崩壊、倒壊	下水道管取替工事において、ドラグ・ショベルで道路を溝状に掘削し、約3m掘り下げた。手元作業員(補助作業員)である被災者が溝内に降りて、下水管の状態確認作業を行っていたとき、掘削側面が肌落ちし、被災者が生き埋めとなった。
			20歳代		
			1年以上5年未満	地山、岩石	
5	3月	建築工事業	左官	墜落、転落	鉄筋コンクリート造家屋新築工事において、被災者は建物内でグレーチング(格子状のふた)付け及び墨出し作業を行っていたが、何らかの理由で屋上に上がり、約9m下へ墜落した。
			50歳代		
			35年以上40年未満	建築物、構築物	
6	3月	土木工事業	土工	崩壊、倒壊	下水管及び污水管の敷設工事において、掘削用建設機械を用いて幅約1.4m、深さ約2.5mの溝状の穴を掘削した。その後、被災者が床づけ作業(ならし作業)を行うために掘削底に立ち入ったところ、側面が崩落して埋もれた。
			70歳代		
			40年以上	地山、岩石	
7	3月	建築工事業	とび工	墜落、転落	木造2階建て住宅の解体工事において、被災者は、飛散防止のためのネットを取り付ける骨組みを、鋼管で3層の格子状に組立てる作業を行っていたところ、地面に墜落した。2層目の鋼管(高さ約3.7m)の上に立って、3層目の鋼管を取付けようとしていたものと推定される。
			60歳代		
			40年以上	その他の仮設物、建築物、構築物等	
8	3月	建築工事業	とび工	墜落、転落	7階建て建築物の改修工事において、足場組立のために現場へ来ていた被災者は、屋上の作業予定のない個所で、何らかの理由で手すりを乗り越え、地上まで約21m墜落した。
			30歳代		
			15年以上20年未満	建築物、構築物	
9	4月	建築工事業	屋根ふき工	墜落、転落	被災者は、スレート屋根のふき替え作業を行っていたところ、採光のために屋根に設けられた強化プラスチック部分から、約8m墜落した。
			50歳代		
			10年以上15年未満	屋根、はり、もや、けた、合掌	
10	4月	土木工事業	土工	墜落、転落	鉄道の橋に防風柵を新設するため、橋桁につり足場を設置する作業が行われていた。被災者は、つりわくの間に仮設した作業床の上で、その作業床を本固定しようとしていたところ、作業床が脱落して約12m墜落した。
			10歳代		
			1年未満	足場	

番号	月日	業種	職種	事故の型	発生状況の概要	
			年齢	起因物		
			経験			
11	4月	土木工事業	とび工	墜落、転落	つり足場の解体作業において、被災者は、朝顔パネルを取り外すための玉掛けをしようとして、足場作業床から朝顔パネルに立てかけたはしごに乗ったところ、朝顔パネルの控え(単管)を足場床材と固定していたクランプから控えが抜けて朝顔パネルが外側に転倒し、被災者は道路へ約8m墜落した。	
			30歳代			
			10年以上15年未満	足場		
12	4月	建築工事業	防水工	墜落、転落	鉄骨造3階建ての建築物の屋上防水工事において、被災者は、トイレに行こうとして、建物の壁面に沿って足場部材で組み立てられた構造物(資材の上げ降ろしに使用するもの)を伝って下りようとしたところ、足を踏み外して、高さ約8.2mのところから墜落した。	
			40歳代	その他の仮設物、建築物、構築物等		
			5年以上10年未満			
13	5月	その他の建設工事業	防水工	墜落、転落	3階建てマンションの屋上防水工事現場において、同建物の屋上で防水シート貼の作業を行っていた被災者が、高さ約30センチメートルのパラペットを超えて、約10メートル下のコンクリート地面に墜落したもの。	
			30歳代	その他の仮設物、建築物、構築物等		
			1年以上5年未満			
14	5月	木造家屋建築工事業	屋根ふき工	墜落、転落	2階建て建物の屋根瓦の葺き替え工事において、被災者がはしごを使用して建物屋根に上がりろうとしていたところ、はしごから墜落して死亡したもの。(はしごの8段目(高さ約2.5メートル)に足を掛けていた状態から墜落したものと推測される)	
			60歳代			
			50年以上	はしご等		
15	6月	設備工事業	配管工	墜落、転落	新築工事中のマンション(13階建て)で、エアコン室内機の取り付け作業を行っていた被災者が、エアコン室外機を運搬中に躯体7階ベランダ部分から墜落したもの。	
			30歳代			
			10年以上15年未満	建築物、構築物		
16	6月	建築工事業	溶接工	不明	工事現場で朝礼終了後、体調がすぐれないため、1階建物内部で横になって休んでいたが、同僚が声をかけたところ返事がなかったために、救急車を手配して病院に搬送されたが、死亡したもの。	
			70歳代			
			40年以上45年未満	不明		
17	5月	建築工事業	事務員	転倒	業務終了後、帰宅のため2階事務所の出入口から外部階段に通じる踊場に出ようとしたところ、雨で濡れていたために転倒し、病院にて療養中であったが頸髄損傷により死亡したもの。	
			30歳代			
			1年以上5年未満	通路		
18	8月	建築工事業	塗装工	はさまれ、巻き込まれ	マンション新築工事において、付随する立体駐車場内の15段目のパレット上で、鉄骨ボルト部分にさび止め塗装をする作業を2名で行っていた際に、1名が別な作業員を迎えて行くため昇降設備に乗り下降し再び上昇したところ、被災者が15段目のパレット上でカウンターウエイトの防護カバーにもたれ掛けて倒れていたのを見たもの。	
			50歳代			
			1年以上5年未満	エレベーター		
19	8月	木造家屋建築工事業	解体工	墜落・転落	木造2階建て住宅の解体工事において、解体した木材を積んだ4トントラック荷台上で、ロープ掛け作業を行っていた被災者が、荷台上から道路面まで2.8メートルの高さを墜落したもの。	
			70歳代			
			30年以上35年未満	トラック		
20	8月	その他の建設工事業	解体工	墜落・転落	テナントビル解体工事において、被災者は、躯体塔屋解体後の屋上床(8階)にて、エレベーターシャフトの開口(90×105cm)から、解体ガラを投下する作業に従事していたところ、当該開口部から25.6m下の解体ガラ上(1階床下レベル)まで墜落したものの。	
			20歳代			
			1年以上5年未満	開口部		
21	8月	その他の建設工事業	その他の作業者	墜落・転落	4階建て建築物の屋上(高さ約15m)において、ヘリサイン(救援ヘリコプターの目印)のライン引きのための下書の計測作業を2名で行っていたところ、メジャー片端を持ってパラペット際に移動した作業者が、建物端部より墜落したものの。	
			40歳代			
			1年以上5年未満	建築物、構築物		
22	9月	建築工事業	とび工	墜落・転落	マンション外壁改修のための単管一側プラケット足場の昇降設備として、単管を組み合わせたはしごを足場に設置する作業中、はしごの踏さん(直交クランプで建地を繋結)の片方が外れ、そこに足をかけていた被災者が約6メートル墜落したものの。	
			50歳代			
			30年以上35年未満	足場		

## 墜落・転落による死亡災害を起こさないために

東京都内の建設業による死亡災害は平成 20 年までは毎年約 40 人が亡くなっていますが、平成 21 年には 20 人と大幅に減少しましたが、平成 22 年・23 年と 2 年連続で前年に比べて増加しています。

建設業の死亡災害のうち半数以上が墜落・転落によるものとなっています。



### 足場からの墜落防止措置の検証・評価結果（平成22年度発生分）

#### 災害事案における安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象: 378件

・組立解体時の最上層からの墜落: 100件  
・通常作業時等: 278件

安衛則に基づく措置  
「有」: 31件 (8.2%)

不安全行動等  
「有」: 26件

不安全行動等  
「無」: 5件

安衛則に基づく措置  
「無」: 347件 (91.8%)

不安全行動等  
「有」: 121件

不安全行動等  
「無」: 226件

- 足場からの墜落・転落災害の 9 割以上は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない現場で発生しています。
- 足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図るために、安衛則に基づく墜落防止措置の徹底を図りましょう。